

令和2年8月3日
青森地方最低賃金審議会
使用者代表委員

令和2年度青森県最低賃金改定について

I はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大によって、日本経済はこれまで経験したことのない、危機的な状況に直面している。

4月16日には全都道府県に緊急事態宣言が拡大され、地方自治体による休業要請等により幅広い業種や地域の事業者、経済に大きな影響を与えた。

5月25日には同宣言が解除されたものの、いまだ以前の状況に戻っておらず、経営基盤の脆弱な地方の中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与え続けている。

今後、ワクチンが開発され普及するまでの間、感染症拡大防止と社会・経済活動の両立を図っていかねばならず、第2波、第3波の到来が懸念されるなか、経済の先行きは極めて不透明になっている。

II 経済動向等について

1 国内

(1) 内閣府の「月例経済報告（令和2年7月22日）」によれば、

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。

- ・個人消費は、このところ持ち直している。
- ・設備投資は、このところ弱含んでいる。
- ・輸出は、感染症の影響は残るもの、下げ止まりつつある。
- ・生産は、総じてみれば、減少しているものの、このところ一部に持ち直しの兆しもみられる。
- ・企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。企業の業況判断は、厳しさは残るもの、改善の動きがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。
- ・消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、令和2年7月豪雨等の経済に与える影響や金

融資本市場の変動に十分留意する必要がある。

(2) 中小企業庁が令和2年6月30日発表した「第160回中小企業景況調査結果」によると、2020年4～6月期の全産業の業況判断DIは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、急激に悪化し、6期連続の低下。前期と比べて39.7ポイント減のマイナス64.1まで低下し、リーマンショック後の2009年1～3月期のマイナス50.0を大きく上回り、中小企業の業況感は過去最低となり、下げ幅も過去最大。また、地域別の業況判断DIも、すべての地域において、全産業、製造業、非製造業のいずれも低下している。

(3) 日本銀行が7月9日発表した「地域経済報告（さくらリポート）」によると、東北地域の「金融経済概況」については、新型コロナウイルス感染症の影響などから悪化しているとし、4月に続き景気判断を引き下げている。

また、日本銀行仙台支店が7月1日発表した「企業短期経済観測調査（6月調査）」によると、東北6県の企業の景況感を示す全産業の業況判断指数(DI)は、前回調査比23ポイント低下のマイナス31。リーマンショック時の2009年9月のマイナス36に次ぐ低水準で悪化幅は過去最大。業種別では、製造業が30ポイント悪化のマイナス42、非製造業は19ポイント低下のマイナス25。

2 県内

(1) 本県企業の現状

① 本県の企業数は、2020年版中小企業白書付属資料によれば、2016年では、全体39,867社中、中小企業は39,824社、99.9%（うち、小規模企業 34,417社、86.3%）を、また、常用雇用者は、全体267,139人中、235,673人、88.2%（うち、小規模企業 56,666人、21.2%）を占め、東北では企業数は宮城、福島に次ぎ3番目、常用雇用者数も宮城、福島について3番目となっている。

② 本県の法人税欠損法人は、仙台国税局によれば、平成27年度 11,685社 同61.4%、平成28年度 11,612社 60.8%、平成29年度 11,617社 60.5%（申告法人数19,206社）と微減しているものの、依然として6割以上が欠損法人となっている。

③ 東京商工リサーチ青森支店が令和2年7月2日発表した「2020年上半期（1～6月）の県内企業倒産状況（負債額1千万円以上）」は、前年同期比6件増の31件、負債総額は同37億3,100万円増の59億1,000万円。件数は6年ぶりに30件を超え、負債総額は負債総額10億円を超える大型倒産2件が全体を押し上げ、4年ぶりに増加。業種別では、卸売業6件、製造業5件、建設業4件、小売業3件、農・林・漁・鉱業、不動産業、運輸業、情報通信業金融が各1件。

6月の倒産状況は、件数は3件、負債総額は1億5,100万円。同支店では「新型コロナウイルス感染拡大に伴う行政や金融機関の企業支援もあり、倒産件数は小康状態を保つとみられるが、経済活動が戻るには膨大な時間が必要」と指摘。

また、帝国データバンク青森支店によると、2019年の休廃業・解散した企業が前年比50%増の349件と、2010年の373件に次いで過去2番目の多さ、としている。

（2）本県の景況

① 日本銀行青森支店の「県内金融経済概況（2020年7月30日）」によれば、新型コロナウイルス感染症の影響がみられるもとで、県内の景気は、一部に持ち直しの動きがあるものの、厳しい状態が続いている。この間、企業の業況感は、製造業、非製造業ともに「悪い」超となっている。

最終需要の動向をみると、個人消費は、財の消費を中心に下げ止まりつつある。住宅投資は、幾分弱含んでいる。公共投資、設備投資は、横ばい圏内で推移している。

生産は、新型コロナウイルス感染症の影響から弱含んでいる。雇用・所得情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響から、弱めの動きがみられる。

同支店が7月1日発表した「県内企業短期経済観測調査結果（2020年6月調査）」では、企業の景況感を示す業況判断DI（3か月前の前期と比べ、業況が良いと答えた企業割合から、悪いと答えた企業割合を引いた値）は、全産業で△21となり、前期（3月）より13ポイント下落し、4期連続の悪化。2009年12月短観以来の低い数字。

業種別では、製造業が前期比19ポイント悪化の△29。食料品は外食などの需要が減り、同9ポイント減の△36。電気機械は新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界経済の停滞が想定を上回り、同23ポイント減の△8。非製造業は、前期比10ポイント悪化の△16。宿泊・飲食サービスは同29ポイント下落の△100。卸売と小売は内食需要の増加などで改善したが、

運輸・郵便、情報通信が悪化した。

また、来期（2020年9月）の全産業の業況判断D Iは、全産業で9ポイント悪化の△30の見込み。業種別では、製造業は今期より6ポイント悪化の△35、非製造業は同11ポイント悪化の△27と予想。

② 青森財務事務所が令和2年6月11日発表した「県内法人企業景気予測調査（令和2年4～6月期調査）」によると、企業の景況判断B S I（前期に比べ景況が上昇したと答えた企業割合から、下降したと答えた企業割合を引いた値）は、全産業で前期（1～3月期）より23.6ポイント悪化の△50.0、3期連続で悪化。業種別にみると、製造業は前期比39.2ポイント悪化の△69.2、非製造業は同18.0ポイント悪化の△42.6。

先行きは、来期（令和2年7～9月期）は全産業で今期比22.8ポイント改善の△37.2。業種別では、製造業は16.9ポイント改善の△42.3、非製造業は7.3ポイント改善の△35.3。

また、同事務所が令和2年4月27日発表した「県内経済情勢報告（令和2年1月～令和2年4月下旬）」では、県内経済は新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制されるなか、足下で大きく下押しされており、厳しい状況にあるとし20期ぶりに下方修正した。

先行きについては、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続く見込みであり、さらなる下振れリスクにも十分注意する必要がある。各項目の判断については、個人消費及び雇用情勢は引き下げ、他の項目は前回（令和2年1月判断）比較で横ばいとなっている。

③ 中小企業庁が令和2年6月30日発表した「第160回中小企業景況調査（2020年4～6月期）」によれば、本県の全産業の業況判断D Iは、前期（1～3月期）から31.7ポイント悪化の△58.1。業種別では、製造業は前期から37.3ポイント悪化の△54.3、非製造業は同30.1ポイント悪化の△58.6、としている。

III 雇用・賃金動向について

1 雇用動向

（1）青森労働局が令和2年4月28日発表した令和元年度の平均有効求人倍率は、1.20倍で統計開始以来最高だった平成30年度を0.10ポイント下回り、リーマンショックの影響を受けた2009年度以来10年ぶりに低下した。

また、7月31日発表した令和2年6月の月間有効求職者数（季節調整値）は23,367人で前月に比べ493人増加、月間有効求人数（同）は21,170人で前月に比べ208人減少。有効求人倍率（同）は0.91倍（全国平均1.11倍）で前月と比べ0.02ポイント下回った。2か月連続で1倍を切ったのは、平成28年1月、2月以来。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、雇用失業情勢は悪化の一途をたどっている。

2 賃金動向

（1）初任給

（一社）青森県経営者協会の「令和2年3月新規学卒者の初任給（見込み）調査」によれば、本年と昨年の採用状況を比較可能な52社で、

ア、高校卒	154,200円（令和元年3月卒 男女計、154,356円）
	増減額 △156円、増減率、△0.10%
イ、短大卒	163,206円（ 同 、163,098円）
	増減額 108円、増減率 0.07%
ウ、大学卒	189,772円（ 同 、189,238円）
	増減額 534円、増減率 0.28%、

となっている。

（2）春闘妥結状況

① 経団連の「2020年春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」（2020年5月21日 第1回集計、加重平均）によれば、総平均は7,297円アップ率は2.17%。額・率ともに前回を下回ったものの、7年連続の2%越えとなっている。

② また、同「2020年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」（2020年6月12日 第1回集計、加重平均）によれば、総平均は4,471円、アップ率1.72%。前年の第1回集計値4,764円、アップ率1.87%と比べ、金額で293円減、率で0.15ポイントマイナスとなっている。

③ （一社）青森県経営者協会の「令和2年 春季賃金交渉 要求・妥結状況」（7月28日現在、単純平均）によれば、全業種妥結額平均3,960円・アップ率1.56%で、前年の3,976円・アップ率1.62%に比べ、金額で16円、率で0.06%のマイナス。内訳は、製造業（14社）が

6,020円・2.45%、金額で1,245円、率で0.36%のプラス、非製造業（50社）は3,383円・1.32%で、金額で370円、率で0.17%のマイナスとなっている。

IV 最低賃金に関する要望

日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会の中小企業3団体は、4月16日、新型コロナウイルス感染拡大による危機的な経済情勢を踏まえ、最低賃金に関する政府への要望を公表した（別添）

- ① 現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定すること。
- ② リーマンショック時の2009年度の引上げ率は1.42%、東日本第震災時の2011年度は0.96%であったことを踏まえ、今年度の審議では、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、現下の危機的な経済情勢を反映し、引上げの凍結も視野に入れ、明確な根拠に基づく、納得感のある水準を決定すること。
- ③ 政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備すること。

V 本年度の金額審議に向けて

- 1 安倍総理は、6月3日の「全世代型社会保障検討会議」で今年度の最低賃金の引上げについて「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民挙げて雇用を守ることが最優先課題だ。中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮して検討するようお願いする」と加藤厚生労働大臣に指示をしている。
- 2 政府は、7月17日「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）」を閣議決定し、「最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの基本方針を堅持する。他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている状況を考慮し、検討を進める。」としている。
- 3 内閣府の発表によれば、
平成30年のGDPは、名目 0.2%、実質 0.3%
令和元年度のGDPは、同 1.3%、同 0.7%

令和元年10～12月期

GDP 名目△1.5%、 実質△1.9%

令和2年1～3月期

GDP速報（2次速報値） 同△0.5%、 同△0.6%

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出や営業の自粛が影響し、2四半期連続のマイナス成長、4～6月期はさらに悪化する見通し、としている。

また、民間23社の予測によると、8月17日に発表される4～6月期のGDP速報は緊急事態宣言下の厳しい経済環境を反映し、リーマンショック後の2009年1～3月期のマイナス17.8%を下回り、前後最悪の下落になる見通し、と報道されている。

4 近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という「時々の事情」への配慮を強く求められ4年連続で賃金上昇率を大きく上回る、3%を超える大幅な引上げとなっている。

本年度の目安答申では「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用等への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さの中でも、雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、現行水準を維持することが適当」と報告している。

〈最低賃金と賃上率の推移〉

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
最低 賃 金	全国平均	823円	848円	874円	901円	901円
	上昇率	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	-%
賃 上 率	厚労省 (一般・パート計)	1.1%	1.3%	1.4%	1.3%	0.9%
	経団連(中小企業)	1.83%	1.81%	1.89%	1.87%	1.72%
	連合(中小企業)	1.81%	1.87%	1.99%	1.94%	1.81%

※R2年度の経団連の賃上率は6月集計時点。連合の賃上率は7月最終。

※中小企業の定義：経団連500人未満、連合300人未満

5 新型コロナウイルス感染症により地域経済が影響を受けている現在、これ以上、実態にそぐわない、合理的な根拠を明確に示すことができない最低賃金の大幅な引上げが続き、多くの中小企業がさらなる人件費の増大を強いられることになれば、事業の継続、ひいては企業の存続自体がおびやかされ、雇用維持や地域経済に大きな影響が及ぶ。

6 最低賃金は、経営状況に関わらず、労働者を雇用している企業に適用され、

仮に下回る場合は法による罰則の対象となることから、通常の賃上げと異なる性格を有している。最低賃金の引上げは生産性の向上が前提であり、各種支援策の効果は十分に上がっていない、との声がある。

7 厚生労働省の「最低賃金に関する基礎調査」によると、Dランクの影響率はこの5年間で7.4%から平成30年度13.3%、令和元年度11.6%と増加しており、昨年度、東北6県の中では本県は岩手県の15.4%に次ぐ14.2%となっている。

賃金分布に関する資料では、今年も最低賃金近傍に多くの労働者が張り付いており、最低賃金の引上げが中小企業に与える影響が極めて大きい状況にある。

8 また、生産性に関しては、日本銀行青森支店が昨年3月に発表した「青森県における労働生産性の現状と課題」によれば、「労働生産性の水準は全都道府県中36位と低位かつ全国平均を下回り、概ね横ばいとなっている。なお、経常利益の水準は全国対比低位にあり、労働生産性の低さ、言い換えば一人あたりの付加価値額（粗利）の低さが影響している可能性がある」としている。同支店によれば、本県企業の「売上高経常利益率」（全産業）は、
・平成29年度 全国5.83%、青森県2.82%、全国比48.4%
・平成30年度 同 5.71%、同 2.24%、同 39.2%
・令和元年度 同 3.58%、同 1.36%、同 38.0%
・令和2年度 同 4.36%、同 1.94%、同 44.5%
 (計画) (計画)

9 最低賃金制度は、最低賃金法第1条にあるとおり、賃金の低廉な労働者に対する「セーフティネット」であることから、賃金引上げや消費拡大といった政策を目的としたものではなく、また、同法第9条には、地域別最低賃金の決定にあたっては、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない」と明記されている。

10 このため、本県の企業の置かれている状況は「100年に一度の危機」といわれたリーマンショックと同等以上の状況であると思慮され、新型コロナウィルス感染症の影響を受けている本県企業の経営環境等を総合的に踏まえると、金額を提示できる環境にないと考えられる。

したがって、事業の継続と雇用の維持を最優先に、本年度の最低賃金の改定は「据え置き」としたい。

以上

最低賃金に関する要望

～引上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感ある水準の決定を～

2020年4月16日

日本商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に甚大な影響を及ぼしている。わが国においても広範囲の業種、地域が突然の需要喪失により、かつてない苦境に直面している。また、過去の震災や近年の台風等の自然災害を受けた地域の事業者においては、二重、三重の苦難に陥っている。特に、経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者では倒産・廃業が日を追うごとに増加することが懸念されており、政府は累次の緊急対応策において「中小企業・小規模事業者を守る」との方針のもと、資金繰り、雇用の面からの支援策を果斷に実行している。多くの中小企業・小規模事業者はこれらの支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命の努力をしているところである。

一方、最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であるが、政府方針により、明確な根拠が示されていない中で、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える3%台の大幅な引上げが4年連続で行われている。特に、今日の経済有事とも言える状況においては、あらゆる政策を総動員し中小企業・小規模事業者の窮状を下支えすることが急務であるが、こうした中であらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を大幅に引上げることは、中小企業・小規模事業者の窮状に拍車をかけることが強く懸念される。

以上の状況を踏まえ、われわれ中小企業三団体は、今年度の審議にあたり、政府に対して強く要望する。

記

- ①昨年6月に新たに設定された「『より早期に』全国加重平均が1,000円になることを目指す」という政府方針は「緩やかな景気回復」を前提としていることから、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定すること。
- ②わが国経済が未曾有の危機に直面している中、リーマンショック時の2009年度の引上げ率は1.42%、東日本大震災時の2011年度は0.96%であったことを踏まえ、今年度の審議では、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、現下の危機的な経済情勢を反映し、引上げの凍結も視野に、明確な根拠に基づく、納得感のある水準を決定すること。
- ③余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備すること。

以上